米子市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者
公募型プロポーザル実施要領

令和８年 11 月 20 日

１　趣旨

この要領は、米子市地域活動支援センター運営事業補助対象事業者を、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

２　補助事業の概要

⑴　事業名

米子市地域活動支援センター運営事業

⑵　内容

別紙「米子市地域活動支援センター運営事業補助基準」（以下「補助基準」という。）のとおり

⑶　補助対象期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

⑷　補助対象事業者数

３事業者以内

⑸　補助金等の額

１事業者当たりの補助金の額は、年間 9,340,000 円を上限とし、執行額は各年度予算の範囲とする。

３　参加資格条件

本事業のプロポーザルに参加できる者は、参加申込時において、法人格を有し、かつ、次の事項を全て満たすものとする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

⑵　地域活動支援センターの運営実績が概ね５年以上あること。又は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られていること。

なお、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

⑶　米子市の競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。

⑷　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑸　法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑹　地域活動支援センターの設置・運営に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び関係法令を遵守すること。

⑺　事業者及びその代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（「以下「暴力団」という。」）及び同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

４　参加資格の失格

次のいずれかに該当するときは、参加資格は失格するものとする。

⑴　参加資格条件を欠くもの

⑵　提出書類に虚偽の申請があったと認められるもの

⑶　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

⑷　審査結果に影響を与えるような不正な行為があったもの

５　参加申込に関すること

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

⑴　提出書類

	書類名	様式番号	備考
1	参加申込書兼誓約書	様式第１号	
2	役員等調書兼照会承諾書	様式第１－２号	
3	参加資格に係る運営実績報告書	様式第２号	指定書の写しを添付
4	法人の定款	－	代表者名で原本証明を行うこと。
5	登記事項証明書	－	発行後３か月以内のもの
6	法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の各納税証明書	－	直近１年度分 発行後３か月以内のもの
	納税義務がない旨の申立書	様式第７号	

⑵　提出部数

１部

⑶　提出期限

令和８年 12 月４日（金）午後５時

⑷　提出先

米子市福祉保健部障がい者支援課

〒683-8686　米子市加茂町１丁目１番地（米子市役所本庁舎１階９番窓口）

電話番号　0859-23-5153　FAX　0859-23-5393

⑸　提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、書留郵便で送付し、電話で到着の確認をとること（期限必着）。

持参する場合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、各日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（最終日は午後５時まで）とする。

６　質問及び回答に関すること

プロポーザル実施要領への質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

⑴　提出書類

質問書（様式第３号）

⑵　提出期限

令和８年 12 月９日（水）午後５時

⑶　提出先

米子市福祉保健部障がい者支援課

電子メールアドレス　shien@city.yonago.lg.jp

⑷　提出方法

電子メールにより提出すること。なお、件名を「地域活動支援センター運営事業質問書（法人名）」とし、送信後は、電話連絡により受信確認を行うこと。

⑸　質問に対する最終回答期限・方法

令和８年 12 月 14 日（月）午後５時までに市ホームページに掲載する。

⑹　質問書における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

ア　本プロポーザル実施要領及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問

イ　質問書以外による質問（電話等による質問）

７　事業計画書等に関すること

⑴　提出依頼

本プロポーザルの参加申込者の参加資格の審査後、令和８年 12 月 15 日（火）に電子メールにより審査結果を通知するとともに、参加資格を有すると認められる者には次の書類（以下「事業計画書等」という。）の提出依頼を行う。

	書　類　名	様式番号
１	米子市地域活動支援センター運営事業計画書	様式第４号
２	米子市地域活動支援センター運営事業収支計画書	様式第５号

⑵　提出部数

正本１部、副本７部（正本１部以外はコピー可）

⑶　提出期限

令和８年 12 月 25 日（金）午後５時

⑷　提出先

米子市福祉保健部障がい者支援課

〒683-8686　米子市加茂町１丁目１番地（米子市役所本庁舎１階９番窓口）

電話番号　0859-23-5153　FAX　0859-23-5393

⑸　提出方法

持参すること。受付は、閉庁日を除く、各日の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（最終日は午後５時まで）とする。

なお、書類等の確認を行うので、事前に電話で提出日時の予約を入れた上で、参加者が直接提出すること。代理人が提出する場合は、名刺等、参加者との関係が分かる書類を提

示すること。

８　事業者の審査方法等

⑴　審査及び選定方法

本市において、「米子市地域活動支援センター運営事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、各参加事業者の事業計画書等及びプレゼンテーションの内容をもとに審査基準及び配点に基づいて評価の上、上位３者を補助対象事業者として選定する。

評価の結果、同点の者があった場合は、同点の者について審査委員会の投票を行い順位を決定する。

なお、申込者が１事業者の場合も選定を実施するものとする。

⑵　プレゼンテーションの実施

事前に提出された事業計画書等をもとに、次のとおり参加事業者がプレゼンテーションを行い、その内容を審査する。

ア　実施日時

令和９年１月中旬を予定（正式な実施日時については、別途連絡する。）

イ　実施場所

別途連絡する。

ウ　所要時間等

30 分以内（説明 20 分程度、質疑応答 10 分程度）

説明者は本事業運営時の管理者予定者又は業務担当者を含め３名以内とすること。

なお、パソコン等を接続できるプロジェクター、投影用スクリーンは本市において準備する。

エ　留意事項

事前に提出した事業計画書等を用いて説明することとし、既に提出したものを補足するような資料であれば別途用いてもよいが、事業計画書等に記載のない内容についての説明は不可とする。

⑶　審査基準及び配点

審査基準及び配点は、下表のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
応募理由	応募理由や運営方針の適切さ 地域活動支援センターの機能、役割への理解	30
業務実績	地域活動支援センター又は通所による援護事業の実績	30
利用者確保	利用者確保の方法及び定員充足の見込	40
活動内容	活動内容のアピールポイント（独自性）や実現性	50
業務継続性	収支計画の適正性、事業運営の安定性	30
運営体制	職員の配置（確保）及び資質向上の取組 利用者の安全確保（虐待防止、危機管理等）についての取組	20
合計		200

⑷　結果通知

選考結果は決定後速やかに全ての参加事業者に通知するとともに、米子市ホームページにて公表する（令和９年１月下旬を予定）。

⑸　その他

プレゼンテーションは公開により実施するが、審査委員会は非公開とし、選定結果に係る経緯及び理由に関する問い合わせには応じないものとする。

９　辞退届

参加申込書類提出後に参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届（第６号様式）を提出すること。

なお、既に受理した書類は返却しない。

⑴　提出方法

持参又は郵送（期限必着）

⑵　提出期限

令和８年 12 月 23 日（水）午後５時

10　スケジュール

No.	内　容	期　限　等
1	プロポーザル実施要領の公表	令和８年 11 日 20 日（金）
2	参加申込受付期限	令和８年 12 月４日（金）午後５時
3	質問書の受付期限	令和８年 12 月９日（水）午後５時
4	質問に対する最終回答期限	令和８年 12 月 14 日（月）午後５時
5	参加資格確認結果通知及び事業計画書等提出依頼	令和８年 12 月 15 日（火）
6	事業計画書等の提出期限	令和８年 12 月 25 日（金）午後５時
7	辞退届の提出期限	令和８年 12 月 23 日（水）午後５時
8	プレゼンテーション審査の実施	令和９年１月中旬予定
9	選定結果の通知及び公表	令和９年１月下旬予定

11　その他留意すべき事項

⑴　提出された事業計画書等は、返却しない。

⑵　事業計画書等の作成及び提出に要する費用は、本プロポーザル参加事業者の負担とする。

⑶　事業計画書等は、必要な範囲内において複製することがある。

⑷　提出された書類の変更は、原則として認めない。

⑸　提案を取り下げる場合は、辞退届（様式第６号）を提出すること。

⑹　審査の途中経過、審査結果及び選定結果に対する質問及び異議申立て等はできない。

別紙

米子市地域活動支援センター運営事業補助基準

この基準は、米子市地域活動支援センター（以下、「センター」という。）運営事業において、補助を受ける事業者（以下、「補助対象事業者」という。）が事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

１　事業の目的

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条第１項第９号の規定に基づき、障がい者等（法第４条第１項に規定する障害者及び同条第２項に規定する障害児（以下「障がい児」という。）をいう。以下同じ。）が、地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活又は社会生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うこと及び利用者の福祉の向上を図るために必要な業務を行うことを目的とする。

２　事業の内容

補助対象事業者は、自らが用意した場所において、地域生活支援事業実施要綱（平成１８年８月１日付け障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び重層的支援体制整備事業実施要綱（令和７年１０月２９日付け社援発１０２９第２号・障発１０２９第１号・老発１０２９第１号・こ成環第６９６号・こ支虐第４２９号厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局長・こども家庭庁生育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）に定めるセンターの基礎的事業に加え、地域活動支援センターⅢ型の事業を実施するものとする。

なお、事業実施に当たっては、⑴機能をセンターに持たせるとともに、⑵の具体的な役割に沿った事業内容とするものとする。

⑴　機能

ア　障がい者等の地域からの孤立を防ぐとともに、障がい者等が地域住民をはじめ様々な方と出会い、交流・活動できる場や居場所

イ　障がいの有無にかかわらず、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活動の場を生み出すコーディネート機能

⑵　具体的な役割

ア　活動・交流の場

障がい者等が、日頃利用している障害福祉サービスの事業所の枠を超えて交流・活動ができる場として、活動の機会の提供・イベントの企画・運営を通じて、障がい者等の自主的活動を支援する。

イ　相談の場

障がい者等が、就労先や家庭での悩みや困りごとの相談ができる場として、相談に対応できる窓口を設け、必要に応じて関係機関につなぐ。

ウ　居場所、学び・体験の場

障がいの有無にかかわらず、地域において困っている方（障害福祉サービスに繋がっていない方など）の一時的な居場所や学び・体験の場として、１人で安心して過ごすことのできるスペースの確保、体調に応じた創作的活動等の提供を通じて、就労など新たなことにチャレンジする意欲を引き出すよう支援する。

エ　地域住民とつながる場

利用者が、地域の住民や企業・学校など多様なつながりが創生できる場として、様々な創作的活動の機会の提供やイベントの企画・運営を通じて、地域住民との交流を促進し、更に広がるよう働きかける。

オ　情報発信の場

障がい者等の地域活動にとって有益な情報を発信する場として、障がい者等の様々な交流、自主的活動に資する情報を定期又は不定期に発信することにより、障がいのある方が、地域で心豊かに暮らすことができるよう支援する。

⑶　事業実施に当たっての留意事項

ア　イベントについては、障がい者等と一般市民が交流できる内容となるよう創意工夫すること。

イ　プログラムについては、障がい者等の趣味や余暇の充実を図るとともに、学びの機会を保障する取組となるよう創意工夫すること。

ウ　具体的なプログラムについては、創作活動や音楽活動、学習支援等の機会を提供するとともに、当事者自身の活動を支援するための場の提供やその他協力できる体制を整えること。

エ　他の団体や個人のグループが主催するイベントの案内など、障がい者等にとって有益な情報発信機能の充実に努めること。

３　事業の人員配置

補助対象事業者は、事業を行うため、次のとおり職員を配置するものとする。

⑴　２名以上専任の指導員を配置し、うち１名は常勤とする。

⑵　施設長を１名配置すること。

なお、施設長は上記の常勤指導員との兼務のみ可とする。また、補助対象事業において上記の職員の他にセンター長を配置する場合は、当該施設長の職務に支障のない範囲で当該センター以外の職務に従事すること、又は他の事業、施設等の職務に従事することができるものとする。

⑶　施設長については、障がい者等の福祉の増進に熱意を有し、施設を適切に運営する能力を有する者とする。

４　事業実施場所

補助対象事業者は、障がい者等に配慮した施設、設備を整え、障がい者等の利便性が確保された場所にセンターを設置するものとする。

５　設置基準

センターの設置については、次の基準によるものとする。

⑴　１０人程度の利用が可能な規模のものとする。

⑵　設備

ア　創作的活動の作業スペースや社会との交流スペースの場を備えていること。

イ　相談支援を行うために必要な設備を有し、利用者に対してプライバシーの配慮等、適切な援助を行うことができる形態であること。

ウ　利用者が相互交流しやすいフリースペースの場を備えていること。

エ　保健衛生（新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策）及び安全が確保されており、消火設備その他の非常災害に際し必要な設備が設けられていること。

６　利用対象者及び利用人数

⑴　鳥取県西部圏域に住所を有し、かつ現に居住する障がい者等であって、センターの利用者として登録されていること。

⑵　１日当たりの実利用人数はおおむね１０人以上とする。

なお、自立支援給付に基づく事業所に併設するセンターにあっては、半数以上が当該事業所の利用者以外の者となるように努めるものとする。

⑶　センターが企画実施又は参加するイベント等への参加者については、利用者登録者とは別に集計し、利用人数に加えることができるものとする。

７　利用者登録

補助対象事業者は、利用を希望する障がい者等又はその家族からの申請に基づき、利用者登録を行うものとする。また、その登録状況については、登録者名簿を作成し、利用者の居住市町村に提出すること。登録者に変更があった場合は、その都度変更後の登録者名簿を作成の上、利用者の居住市町村に提出すること。

８　利用料等

利用者の負担は、原則無料とする。ただし、創作活動等における材料費等や飲食費その他の雑費等については自己負担として実費徴収することができる。

９　開所日

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び、１２月２９日から翌年の１月３日までの日を除き、原則として土曜日及び日曜日を含めて週５日以上開所すること。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないこと。

10　開所時間

原則として１日６時間以上開所すること。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないこと。

なお、開所時間については、就労している者や日中活動支援サービスを利用している者が、センターを利用することが可能な時間が含まれるよう工夫すること。

11　補助金等

⑴　交付申請

補助対象事業者候補者に決定した事業者は、米子市補助金等交付規則（平成１７年米子市規則第４６号）第６条の規定により申請するものとする。

⑵　交付決定

補助対象とすることが決定したときは、米子市補助金等交付規則第９条第１項の規定により通知する。

⑶　支払方法及び支払時期

ア　支払方法

概算払いとする。

イ　支払時期

補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、交付決定後、補助金の交付決定額の２分の１に相当する額を、その残額については当該年度の９月に市長に対し請求するものとする。

市長は、請求から３０日以内に補助金を交付する。

12　報告書等の提出

補助対象事業者は、下記に掲げるもの及び市からの求めに応じて業務の遂行状況に関し、必要な書類を提出することとする。

⑴　年度当初

ア　事業計画書（年間）

イ　収支予算書

⑵　毎月

支援体制及び事業実績報告書（以下「報告書」という。）。

報告書の提出は、当月分を翌月１５日までに提出するものとする。

⑶　年度末

ア　事業報告書（年間）

イ　収支決算書

13　その他

⑴　事業の実施にあたっては、鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例（鳥取県条例第７３条）を遵守すること。

⑵　仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と補助対象事業者で協議の上決定する。